

# Challenger

## 水稲種子生産を軸に経営の効率化を目指す

栃木市 (株)TanakaFarm 誠 代表 田中 誠さん

### 経営の概要

○作付面積:水稲 58ha(新規需要米43.5ha、種子14.5ha) 二条大麦 41ha(うち、種子2.4ha) 大豆 1ha  
○労働力:家族労働 4人、常時雇用 1人、臨時雇用 6人

### 経営の発展経過

田中さんは、平成22年に就農し、翌23年には青色申告への移行を契機に父親から経営を継承し、種子生産を行いながら規模拡大を行ってきました。平成25年の弟の就農をきっかけに大規模経営を目指し、本格的に規模拡大に乗り出しました。規模拡大が進む中、家族経営から企業的な経営に転換するため、平成30年に法人化を行いました。

規模拡大への取組や経営の効率化が評価され、令和元年には栃木県農業大賞にて農業経営部門・知事賞を受賞し、令和2年には全国優良経営体表彰にて経営改善部門・全国担い手育成総合支援協議会会長賞を受賞しました。

### 経営の高度化・効率化

販売単価が高く価格変動の少ない水稲種子を経営の柱とし、調整作業に労力を要する主食用米は生産を打ち切り、労力の配分を考慮しながら新規需要米の規模を決定しています。麦作においては、農地の湿害リスクなど土壌条件により栽培ほ場を決定するとともに、二毛作による水田フル活用に努め生産性の向上を図っています。

さらに、規模拡大や軽労化を前提に、これまでのドローンや収量コンバインといったICT農業機械の導入に加え、労務管理にスマートフォンの地図アプリを活用するなど、若い経営者らしく積極的にスマート農業を取り入れています。



### 今後の目標

土地の集積・集約化を図り、効率を重視し更なる生産性の向上を目指します。

また、スマート農機を積極的に導入し、作業者の負担を軽減すると共に、女性や高齢者でも働きやすい環境を整備し、次世代の子供達が憧れるような魅力的な農業経営に発展させていきます。

基本となるほ場・畦畔管理を丁寧に行い、地域の活動に積極的に参加することによって信頼を獲得し、岩舟地域の農業を今後も継続して守っていきます。



集積・集約化を進めている地域

# ねぎ栽培の経営拡大を目指して

小山市 浅川宗朋さん

## 経営の概要

経営面積 ねぎ 350a  
労働力 家族2人、常時雇用1人、実習生1人  
(参考)別経営である両親の経営概要  
経営面積 米・麦・大豆等 40ha以上  
労働力 家族2人、実習生1人

## 経営の発展経過

就農以前は両親が米麦中心の農業経営をしており、ねぎの作付けは30a程度でした。7年ほど前から、親の手伝いという形で農業を始めました。

農業について学んだことはなかったため、インターネットでの情報収集などで農業の知識を得ながら、視察に行くなどして栽培技術の向上に努めてきました。

5年前からは、ねぎ部門の主体となり、生産拡大を図ってきました。拡大を始めた当初は、自分の力ではなかなか農地を集めることができなかったため、親を通じて農地を拡大していましたが、徐々に自分の名前でも農地を集められるようになり、現在では経営も親とは別にしています。



## 経営の高度化・効率化

令和元年度に小山農業協同組合絹支店ねぎ部会で産地づくり基本構想を策定しました。その一員として補助事業を活用してねぎの機械化を図り、面積の拡大や販売額向上を目指しています。

本年度は、その事業により、ねぎの調整施設の建設を計画しています。ねぎの定植用苗については全量委託しており、これが面積拡大を可能にすると考えています。ねぎ苗の生産業者との間では、お互いに規模を拡大していく方向で話を進めています。



## 今後の目標

将来的には15haくらいまで拡大することが目標です。当面の目標としては、規模拡大を進め、5haくらいになったら、法人化する予定です。

栽培においては、両親の米麦を継承し、米麦とねぎを輪作することで、ねぎの連作障害回避につなげます。

また、付加価値を持たせる手段として、6次産業化や加工にも興味があります。絹地区のねぎをブランド化すること等によりアピールし、絹にもねぎがあることを知ってもらい、地域としても活性化することを考えています。

# 大規模花き産地の中核を担うばら生産者

壬生町 田辺成洋、田辺正剛さん

## 経営の概要

田辺さんは兄弟で連携してばら栽培に取り組んでいます。

○経営面積

・成洋さん(兄) ばら37a、二条大麦170a ・正剛さん(弟) ばら12a、その他露地切り花

○労働力

・成洋さん(兄) 家族4人 ・正剛さん(弟) 臨時雇用

## 経営の発展経過

平成5年に成洋さんが壬生町では初めてのばら栽培を始めました。平成7年に正剛さんが就農し兄弟での共同経営として取り組みを開始しました。ハウスは兄弟別々ですが出荷調整施設は共用としています。栽培面積は徐々に拡大し、現在、合計約50aのほ場で赤いばらの定番品種「サムライ」を中心に栽培しています。所属する小山花卉園芸組合バラ部会を通じて、大田市場や東日本板橋市場を中心に出荷しており、厳格な選別を実践したばらの品質には定評があります。

また、昨年結成50周年を迎えた小山花卉園芸組合において、成洋さんは組合全体をまとめ上げる組合長として、正剛さんは同組合バラ部会長として、京浜市場で最高品質と評される組合の活動を支え、組織の中核を担っています

## 経営の高度化・効率化

ばら経営を続ける中で、各々が必要と考える技術を積極的に導入してきました。成洋さんは、かん水同時施肥を行える養液土耕システムを本格的に導入し土耕栽培のさらなる高品質安定生産を目指しています。

正剛さんは砂を培地とした養液栽培に新たに取り組みつつ、オランダ方式の切り上げ仕立て法を導入し収量向上を目指しています。

また、二人とも、平成26年に導入された小山花卉園芸組合所有のプロファイnderを積極的に活用し、きめ細かい温度管理を実践してきました。

今年度からはスマートフォンでハウス内温度・湿度・炭酸ガス濃度をリアルタイムに把握し以後の温度管理や施設内炭酸ガス濃度制御の方向性を決める参考にしています。また、かん水同時施肥に取り組む成洋さんのほ場では、土壌水分をリアルタイムで把握し以後のかん水量の決定の実践に取り組む予定です。一方、正剛さんのほ場では砂培地温度を把握し、今後の培地温制御の方向性および養液栽培で課題となっている根腐病等の根からの病気発生を抑える対策構築のための実態調査に取り組んでいます。

## 今後の目標

近年、夏季の高温の影響で、ばらの花の品質低下と収量減少等の深刻な課題があります。これは生産者共通の課題であるため、ICT機器を積極的に活用し環境を制御する対策が必要な状況です。

小山花卉園芸組合の中核を担う自らが先進的に取り組むことで、産地全体の品質と安定生産に貢献したいと考えています。

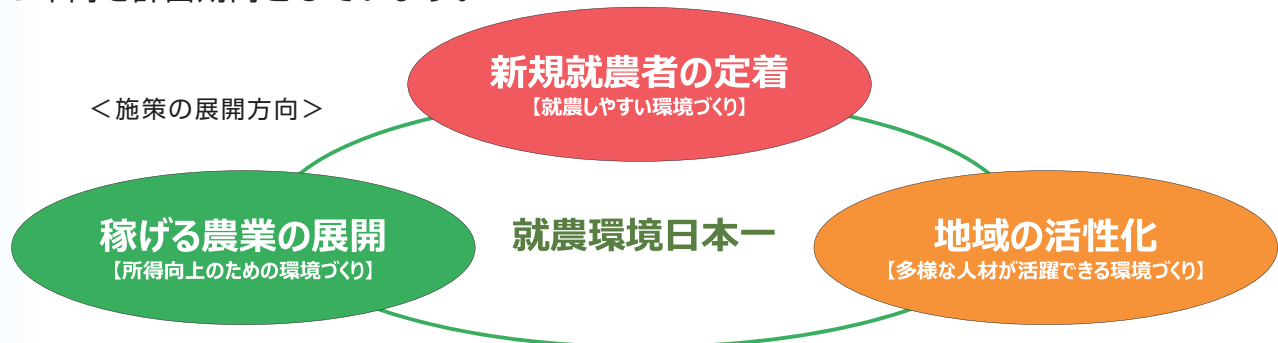


田辺成洋さん(右)、正剛さん(左)

# 下都賀地域農業振興計画を策定しました

## とちぎ農業未来創生プラン

「とちぎ農業未来創生プラン(栃木県農業振興計画)」は、10年後(令和12(2030)年)を展望した栃木県の農政の基本指針で、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間を計画期間としています。



将来像である「農業・農村の潜在力を最大限に生かした稼げる農業が展開され、子どもたちが夢を抱き、人々が集い、未来につながる農業・農村の実現」のため、基本目標を『成長産業として持続的に発展する農業・栃木』とし、次の目標値を設定しています

＜基本目標＞

目 標	項 目	直 近 値	数 値 目 標 (2025年)
農家の販売力	販売農家1戸当たりの農業算出額	793万円 (2018年)	1,000万円 (2024年)
地域農業を支える力	青年新規就農者数(5年間)	1,264人/5年間 (2016-2020年)	1,600人/5年間 (2021-2025年)
地域の持続力	担い手への農地集積率	52.7% (2019年)	80% (2025年)

## ■ 若者が夢を描ける新時代農業への挑戦

「とちぎ農業未来創生プラン」の実現を目指し、下都賀農業振興事務所は下都賀地域農業振興計画「若者が夢を描ける新時代農業への挑戦」を策定しました。

この計画は、農業者の皆さんをはじめ、下都賀地域の3市2町や農業団体などが、それぞれの役割分担のもとに連携・協力することによって、10年後には多くの若者が下都賀地域に就農し、稼げる農業が展開されるなど、若者が夢を描ける新時代農業の実現を図るため、3つの施策に取り組みます。

### 【若者が夢を描ける新時代農業の実現を図るための3つの施策】

- ① 地域内外からの新規就農・参入者の確保に向けた体制構築
- ② 地域の強みである園芸産地の振興、土地利用型経営体の育成による水田農業の展開
- ③ 収益性の高い経営体と多面的機能支払いなどの共同活動の連携による魅力的な地域づくり

## ■ 2つの地域戦略

3つの施策を実現するため、「ひとづくり」・「ものづくり」・「地域・基盤づくり」の視点で2つの地域戦略を設定しました。また、それぞれの地域戦略に5年後(令和7(2025)年度)の目標を定め、取組の検証・改善を行うとともに、様々な機会をとおして農業者の皆さんからの意見や意向等を伺いながら計画を進めていきます。詳しくは、下都賀農業振興事務所のホームページをご覧ください。

### 【地域戦略1】県内園芸をリードする園芸産地の振興

#### ー人づくりー

- ① 市町・JAの独自就農支援体制の構築と強化
- ② 園芸経営を志向する多様な担い手の確保・育成
- ③ 農業への理解促進と「あこがれの職業、農業！」の推進

#### ーものづくりー

- ① ICTなど新技術活用による園芸生産の高度化
- ② いちごの品種構成の適正化と育苗委託システムの構築による産地維持
- ③ 食品企業等と連携した加工・業務向け品目の生産と産地の育成

#### ー地域・基盤づくりー

- ① 栃木県型地下かんがいシステム等の創意工夫による水田を活用した土地利用型園芸の安定生産推進
- ② ぶどうやかんぴょうなど地域特産物の産地維持発展に向けた生産体制の強化、情報発信及び交流促進
- ③ 他分野との連携による地域づくり

項目	現状(R1)	目標(R7)
いちごの新規就農者数	45名/5年間	60名/5年間
施設園芸(いちご、トマト)のスマート農業技術の導入割合	25.3%	40%
食品企業との連携を目指す産地育成	5産地	15産地
農福連携の取組数	30件	40件
基盤整備と連動した園芸の作付推進	5地区	13地区

### 【地域戦略2】土地利用型経営体による持続的水田農業の展開

#### ー人づくりー

- ① 人・農地プラン、多面的機能支払の取組推進と地域農業担い手の確保
- ② 稼げる農業を実践する企業の経営体、メガファーム(1億円プレーヤー)の育成と波及推進
- ③ 経営力向上による稼げる家族農業の推進
- ④ 農業への理解促進と「あこがれの職業、農業！」の推進

#### ーものづくりー

- ① 二毛作等による土地利用型作物の作付拡大
- ② ICT等を活用したスマート農業の普及・定着

#### ー地域・基盤づくりー

- ① スマート農業導入に対応出来る圃場整備と農業水利施設機能保全による農業用水の安定供給
- ② 多様な人々が住み続けられる農村づくり

項目	現状(R1)	目標(R7)
広域営農を展開する組織数	1組織	8組織
土地利用型経営体※による集積面積※10ha以上	7,055ha	8,300ha
水田における土地利用型作物の作付面積(戦路作物+ハトムギ+露地野菜)	9,144ha	9,613ha
法人メガファーム数(1億円プレーヤー)	7法人	10法人
圃場整備実施地区におけるスマート農業実践面積	5ha	140ha
50a以上の大区画整備率	16.8%	18.3%
地域の担い手育成に資する地域営農ビジョン策定組織数	3	35
多面的機能支払新規取組地区※( )内は全取組地区数	—(93地区)	5地区(98地区)

## 「農業経営改善計画の計画変更について」

### 市町を越えた農業経営、Uターン就農があるときどうする？

農業経営を続けていくうちに計画の変更が生じることがあります。たとえば、隣接する市町で農地を取得（または借入）して経営を拡大する場合です。令和元年度までは経営する複数の市町に計画書を申請していましたが、制度改正により令和2年度からは広域認定として県（県をまたぐときは国）に申請することになりました。このとき、既存の計画取り消しは市町において必要と判断する場合を除き不要であり、一時的に広域認定の計画と既存の市町認定の計画書の2つが併存することになりますが問題ありません。

また、認定の期間は5年間ですので、認定を継続する場合、新たに申請書を作成するわけですが、認定申請書の様式が令和2年度に大幅に変更されたことに御注意ください。特に、経営改善計画の柱になる項目として、主たる従事者1人当たりの年間所得と年間労働時間があります。ここでの主たる従事者とは、個人経営では世帯主など代表的な者1名、法人経営では役員とします。具体的な技術や経営方式の計画は計画書2ページ目に文章で記載しますが、ここに特徴的な状況や計画を具体的に記載することが大切です。たとえば、作付面積の割に所得が少ない理由として農業機械を最近取得したため減価償却費が一時的に増加していることや、長男の年間農業従事時間が現状20時間、見通し1000時間になっているのは長男が5年以内にUターン就農予定であることなど、その理由を具体的に記載してください。また、前回記載した計画を継続して記載するときは、前回の取組状況も書き込むと良いでしょう。たとえば、「休日制の導入は長年計画していたが実行が難しいため臨時雇用を増加して休日確保する」などと記載します。制度資金利用の予定があるときはその旨記載してください。

最近では申請者を経営主・パートナーや子で共同申請するケースが増えています。共同申請をするには家族経営協定を締結することが要件となりますが、経営改善を家族で取り組むことを表明することにもなりますので、今回は共同申請してみたいかどうか。

## 農業経営相談所を活用しませんか？

### ○農業経営相談所とは

農業者の皆様が、規模拡大や法人化等の経営発展・改善をする上での悩み事や問題点に対し、相談内容に応じて、専門家を交えた支援チームの派遣等を行いながら解決に至るまで寄り添った形で支援するものです。

### ○相談内容

法人化、相続、経営管理、資金計画、法律、社会保険、税金、6次化、ネットショップ他なんでもお気軽に御相談ください。

### ○専門家

司法書士、中小企業診断士、社会保険労務士、税理士、日本政策金融公庫、法人経営者等が相談内容により対応いたします。

### ○派遣費用

専門家の派遣に係る報償費及び交通費は相談所が負担します。

### 問い合わせ（サテライト窓口）

下都賀農業振興事務所 経営普及部  
…0282-24-1101

J A しもつけ営農部 営農企画課  
…0282-20-8828

J A おやま営農部 農業支援課  
…0285-33-4321

J A うつのみや営農部 営農企画課  
…028-635-3388

J A かみつが営農部 営農企画課  
…0289-65-1007

# 畜産の衛生対策について

本年3月には芳賀町の養鶏農家で高病原性鳥インフルエンザが、4月には那須塩原市の2カ所の養豚場で豚熱（CSF）の発生が確認されました。特に那須塩原市で発生した豚熱では、2農場合わせて国内で過去最多となる約39,000頭の殺処分、埋却、畜舎の清掃、消毒に約1か月間、延べ17,000人ももの動員を要しました。

このように一度家畜伝染病が発生するとその影響は大変大きく、特に畜産農家は甚大な被害を受け、また食の安全・安心の確保にも懸念が及ぶことになります。



●殺処分豚の詰め込み作業●



●埋却のための掘削作業●

国ではこのような26年ぶりの豚熱の発生やアジア地域でアフリカ豚熱の感染が拡大していることを踏まえ、令和2年6月30日に飼養衛生管理基準（家畜の疾病を予防するため、家畜を所有する皆さんに最低限守っていただくべき事項をまとめたもの）を改正しました。

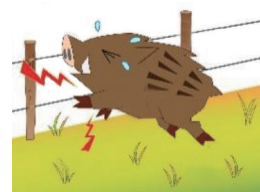
改正後の遵守すべき主なポイントは下記のとおりです。

## 1 家畜防疫に関する基本的な考え方を理解しておくこと

農場の飼養衛生管理者を決め、マニュアルを作成し管理者だけでなく従事者・関係者の意識向上を図らなければなりません。

## 2 衛生管理区域への病原体の侵入を防ぐこと

必要のない人や物を農場内に入れないようにすること。  
そのため、防鳥ネットや防護柵を設置しなければなりません。  
また、区域内で犬や猫を飼うことは禁止されています。



## 3 衛生管理区域内の衛生状態を常に保つこと

改めて従事者の消毒や手洗い、専用の手袋や衣服、靴などの着用の徹底に加え器具の定期的な清掃・消毒を遵守しなければなりません。

## 4 病原体を自分の農場から外に持ち出さないこと

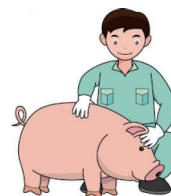
衛生管理区域の出口付近での人や車両、物品などの消毒の徹底。  
自分の農場だけでなく、他の農場や関連施設に広げないことが重要です。  
（※畜種により改正内容が異なります。関連する畜種について御確認ください）



飼養衛生管理の徹底は、悪性の家畜伝染病の発生・まん延防止だけでなく一般の感染症や慢性疾病の予防にもつながります。

農場の規模の大きさにかかわらず関係者が一体となって取り組むことによってさらに効果が高まります。

地元の県南家畜保健衛生所と連携を密にし、飼養衛生管理基準遵守の徹底をお願いします。



# 実証展示ほ紹介

## 1 大豆「里のほほえみ」の良質安定栽培の実証

令和2年度の大豆播種は、6月11日頃梅雨入り以降の連続した降雨によって播種が行えないほ場が多発しました。そのため、梅雨入り前に播種を行い、里のほほえみでの初期生育の確保と安定生産を検討し、現地での実用的な技術として実証を試みます。

- ・収量目標：210kg/10a
- ・供試面積：60a(供試区：30a、対照区：30a)
- ・前作：二条大麦

〔展示内容及び試験区概要〕

区	播種時期	播種量
供試区	6月8日	5kg/10a
対照区	6月28日	6kg/10a

〔調査項目〕(開花期・成熟期に調査)

1. 生育調査(病虫害発生状況、雑草発生状況、開花期)
2. 収穫調査(主茎長、主茎節数、分枝数、莢・子実粒数等)
3. 品質調査(百粒重、10a当子実重、外観品質)



## 2 露地野菜(かぼちゃ)の優良品種、品目の選定や地域適応性の検証

農業振興事務所では、水田への露地野菜作付けを導入・拡大推進するための品目の一つとして、かぼちゃを考えています。しかし、かぼちゃは、定植以降の高温や乾燥、大雨等、気象による影響を受けやすいため、水田地帯におけるかぼちゃ品種の地域適応性を検証するとともに、安定して生産できる品種の選定を行っています。

ほっこり133(タキイ)を対照品種とし、5品種〔イーティ(園研)、栗天下(雪印)、くり大将(トキタ)、くり将軍ネオ(トキタ)、ブラックのジョー(サカタ)〕を供試しています。4月15日中心に定植し、順調に生育しました。



かぼちゃ定植後(2021年4月15日撮影)

## 3 いちご新品種「とちあいか」の安定生産技術の確立

本県育成のいちご新品種「とちあいか」は、収量性が高く、いちごの重要病害である萎黄病に対する耐病性を有する有望品種ですが、生育が旺盛なほ場では、先端障害果(先つまり果、先白果)が発生することが課題となっています。そこで、昨年度の試験では、花芽分化時期に定植する慣行区と花芽分化期から1週間遅らせて定植し、初期生育を抑えて区を設置して比較した結果、年内の先端障害果発生率は慣行区が18%であったのに対し、1週間遅らせて定植した区は8%に削減できました。今年度はさらに、栽植密度が先端障害果の発生に及ぼす影響を試験します。





# 栃木県農業大学校 令和4年度学生募集の御案内

## 1 募集人数

- 農業生産学部 ※高卒後2年課程 70名
  - 農業総合学科 55名 作物、露地野菜、施設野菜[いちご、トマト等]、花き、果樹
  - 畜産学科 15名 酪農・肉用牛・飼料作物
- 農業経営学部 10名
  - いちご学科 10名 いちご

## 2 出願期間

- 農業生産学部（農業総合学科／畜産学科）
  - 推薦入学試験 : 令和3(2021)年9月6日(月)～9月27日(月)必着
  - 一般入学試験(前期) : 令和3(2021)年11月17日(水)～12月8日(水)必着
  - 一般入学試験(後期) : 令和4(2022)年1月21日(金)～2月7日(月)必着
- 農業経営学部(いちご学科)
  - 一般入学試験 : 令和3(2021)年10月15日(金)～11月15日(月)必着

## 3 試験実施日

- 農業生産学部（農業総合学科／畜産学科）
  - 推薦入学試験 : 令和3(2021)年10月27日(水)
  - 一般入学試験(前期) : 令和4(2022)年1月7日(金)
  - 一般入学試験(後期) : 令和4(2022)年2月18日(金)
- 農業経営学部(いちご学科)
  - 一般入学試験 : 令和令和3(2021)年12月5日(日)

## 4 試験実施場所

- 栃木県農業大学校 宇都宮市上籠谷町1145-1  
 ※お問合せ：栃木県農業大学校学生課 (☎028-667-0711)

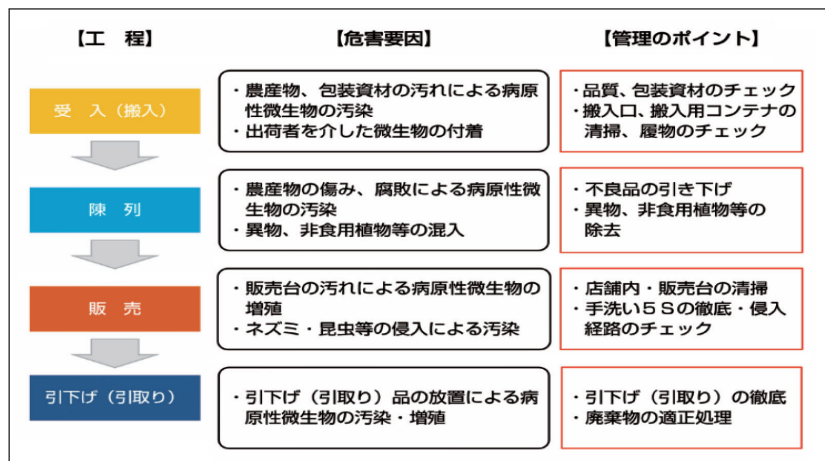
## 直売所の安全対策について

福島第一原子力発電所事故から10年が経過しましたが、依然として野生の山菜やきのこなどが放射性物質に係る出荷制限・出荷自粛の対象となっております。県ではモニタリング検査や注意喚起をしています。モニタリング検査結果は栃木県ホームページから確認できますので、山菜・きのこ類などの**出荷者及び直売所の管理者は搬入・販売前に栃木県ホームページのモニタリング検査結果により販売可能かどうかを必ず**

**確認**してください。

また、農産物直売所は、食品衛生法により「HACCPに沿った衛生管理」に取り組む必要があります。図は農産物の場合のポイントです。

詳しくは、地域を所管する健康福祉センターにお問い合わせください。



農産物直売所における工程と管理のポイント【農産物(委託品)の場合】

# 認定農業者協議会通信

## 農業関係組織の動き

### 【地区認定農業者協議会】

4月22日に予定しておりました令和3年度下都賀地区認定農業者協議会定期総会が「新型コロナウイルス感染症」拡大防止のため書面での決議となり、新役員が承認されました。

新役員の方々は下記のとおりです。（敬称略）

役職	氏名	所属
会長	老沼 利治	野木町認定農業者協議会
副会長	福田 洋一	小山市認定農業者協議会
会計	増山 貴明	下野市認定農業者連絡協議会
監事	小堀 貞雄	栃木市認定農業者協議会
監事	鈴木 進吉	壬生町認定農業者協議会

### 【下都賀地区農業士会】

優れた農業後継者の確保・育成並びに地域農業の振興を図るため、栃木県農業士に認定された下都賀管内の35名で組織されています。会長は下野市の川中子幹彦氏が務めています。

研修会や情報交換会を主な事業として実施するほか、若い後継者の研修受け入れや技術、経営支援を進めながら、青年農業者等の育成指導を行っています。本年度は、農業士制度発足50周年を迎え、来年1月には記念事業を予定しています。

### 【下都賀地区女性農業士会】

とちぎの農業・農村男女共同参画ビジョンの推進、農村女性組織等の育成指導や農村地域の活性化を図るため、栃木県女性農業士に認定された下都賀管内の21名で組織されています。会長は小山市の野口弘子氏が務めています。

県主催の事業研修会への積極参加のほか、若手女性農業者や農村女性組織への食と農の理解促進、伝統料理の講習など、指導・支援を進めています。

### 【下都賀地区農村女性会議】

下都賀地区農村女性会議はJA女性会や農村生活研究グループ協議会等の女性を中心とした12組織から構成されており、現在の構成員は約1,350名です。会長はJAおやま女性会の針谷千枝子氏が務めています。農村女性会議は、「とちぎの農業・農村男女共同参画ビジョン」の推進母体として、女性の地位向上や能力発揮に向け、様々な活動を展開しています。今年度は「輝く農村女性のつどい」を開催し、構成員の能力発揮と、次世代の女性農業者の育成を目的に、県内の先進事例の講演を行います。また、農業委員の女性登用を推進するために、働きかけを行っていきます。

#### 発行

栃木県下都賀農業振興事務所  
栃木市神田町5-20

経営普及部 ☎ 0282(24)1101  
FAX 0282(23)6563



下都賀農振

検索

